

権利擁護とカウンセリング

水 野 修次郎

1. 権利擁護とは何か。

最近の社会現象によって生じた新しい弱者（高齢による認知障害、天災による重大な被害者、犯罪などの犠牲者、重い障害を有する人など）が生じてきた。最近、成年後見人制度が成立し、高齢者の人権擁護が注目されてきた（『臨床に必要な人権と権利擁護』志田民吉、2006年など）。このような社会背景とともに、カウンセリングは従来の個人の内面や心理のみに関心があったモデルから、権利擁護やエンパワーメントというモデルに移りつつある（『エンパワーメントのカウンセリング』井上孝代、2007年）。本稿は、このような最近の動向を踏まえて、権利擁護という視点からカウンセリングを見直す。さらに、アメリカにおける権利擁護をめぐるカウンセリング学会の動向を報告し、今後の権利擁護の動向や研究方向を示すという意図がある。

アメリカカウンセリング学会（America Counseling Association）の2005年度版の倫理綱領には権利擁護について次の文章が記載されている（『最新カウンセリング倫理ガイド』水野修次郎、2006年）。

A. 6 a 権利の擁護

適切と思われる時には、個人、団体、施設、それに社会レベルにおいてクライアントの権利を唱導(advocate)し、クライアントの成長と発展を妨げる、および、またはアクセスを妨げる潜在的な障害物や障壁となるのは何かを省

察すること。

A. 6. b 秘密の保持と権利の擁護

カウンセラーは、サービスの供給を改善するために、クライアントのアクセス、成長、発展を妨げているシステム障害を除去する努力をするために、身元が確認できるクライアントの代理として権利の擁護活動をする前に、事前にクライアントから同意を得ておくこと。

この条項に書かれているのは、権利擁護の定義と、権利擁護をする際に十分なるインフォームド・コンセントを得るという注意である。また、権利擁護という視点のないカウンセリングは、すべてのことを個人の責任や心理の問題とする傾向があり、システムに障害があるという視点に欠ける。このような視点のカウンセリングは、倫理的にも問題があるという指摘が文面より読み取れる。

そもそも権利擁護は、ソーシャルワーカーによって唱導されているもので、心理カウンセラーにはあまり知られていない概念であった。しかし、2005年度になって初めて権利擁護という言葉がアメリカカウンセリング学会の倫理綱領に記載された。これは、かなり大きな思想的変化が心理カウンセリングに生じたことの証明になる。また、社会正義の実現は、ソーシャルワーカーが取り組む業務であった。『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』（川村隆彦、2002年）に記載されているケースは、不登校になった学生をその環境から新しい健全な環境に移動させ、その学生が元気になったので、もとの環境にもどすやり方を非難し、「元気になった人を汚れた環境に戻すことはしない。環境に働きかけて改善する」と述べて（pp.122～127）、次の3つの視点を導入する提案をしている。

- ・ エコロジカル視点
- ・ ストレngths(strength)視点
- ・ 資源視点

エコロジカル視点とは、クライアントの住んでいる環境と人との接点を見ることである。

ソーシャルワーカーの倫理綱領にある「ソーシャルワークの定義」によると、「ソーシャルワークの専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく」とある。つまり、ソーシャルワークとは、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する仕事であり、「人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」とこの倫理綱領でも示されている。

次のストレングス視点は、クライアントの病気や脆弱なところだけに視点があると、それでも何かできる強みをもっていることを見落とすことになるので、その人が持っている力（ストレングス）に注目する。

次の視点である資源は、その人にもあるが、環境にもある。例えば、不登校はその人が「弱い」「だらしがない」「根性がない」という意見もあるが、環境と個人の接点からの視点では新しい事実が加わる。例えば、クラス内の人間関係、学校や教師との関係に問題があるなど、社会資源が不足している。そこで、権利擁護視点では次の3つに働きかける。

- ① クライアントへの働きかけ
- ② クライアントの環境への働きかけ
- ③ クライアントと環境との接点での働きかけ

心理援助としてのカウンセリングは、個人の成長を促し、自己理解や他者理解を深める。これには、時間がかかる。緊急の援助の場合は、急性のストレスをできるだけ即座に取り除くか軽減することが肝要になる。クライアントの環境に働きかけ、社会システムの中にクライアントの権利が損なわれているいろいろな要因を取り除くか、システムそのものを変革する。また、環境との接点という視点では、システムの持っている機能を利用できるように促進する。このような視点は、エコロジカル視点と呼ばれ、ソーシャルワーカーの視点として定着している。

このような視点がカウンセリングにも台頭してきた。エコロジカルカウンセリングは、次のように定義されている（Conyne and Cook, 2004）。

「エコロジカルカウンセリングとは、文脈という視点から援助し、クライアントが環境との交流によって得る意味がより一致するようにする」（p. 6）
Conyne and Cook（2004）は、このような視点の背景には、以下の12原理があるとする。

- ① 学際的である。人間行動を理解するために多様な学問アプローチを使う。人間が環境とさまざまなレベルでの交流をすることに焦点がある。
- ② メタ理論である。さまざまな学問を統合し、統合的に人間の行動を研究し、より広範囲な人間行動の地図を作成する。
- ③ 個人は、統合された存在である。うつ症状は、生理代謝の異常、精神の危機、人間関係のトラブルなどが統合した症状と考える。
- ④ 個人は、エコシステムの一部である。人間は、生物や無生物と交流をしている存在であり、その生活はより大きなエコシステムの一部である。
- ⑤ エコロジカルカウンセリングは、相互作用システムである。個人と環境との交流は、無数の方法で表現できる。
- ⑥ エコロジカルカウンセリングは、無数の文脈を考慮する。
Bronfenbrenner(2000)による人間エコロジーモデルによると、4つのレベルでの交流がある 1. Microsystem 子どもと両親, 2.Mesosystem 学校や友人, 3. Exosystem（両親の仕事、政府の社会政策）, 4. Macrosystem（歴史的出来事、民族レベル）。
- ⑦ 時間の重要性を認識する。時間の経過とともに変化するものがある。
- ⑧ 意味に関連する。意味は、その文脈、交流、そして解釈によって特別な色合いが加えられる。
- ⑨ 一致（concordance）を求める。特に、人と環境との一致を求める。それはダイナミックな交流を意味し、バランス、相乗効果(synergy)、

その場に応じて対応する即興が必要になる。

- ⑩ 広範囲な介入をする。個人、その個人が所属する一次グループ、副次グループ、さらに制度に介入する。
- ⑪ 最小変化で最大効果を狙う。最も効果的(cost effective)な対策を実施する。
- ⑫ クライエントの所属するシステムを変化させるために多くの人と協働する。
- ⑬ クライエントをエンパワーする。エンパワーメントとは、人と環境をともに効果的に機能できるようにする。個人の環境コントロール力を増し、環境資源を開発する。
- ⑭ 人とシステムの相互依存を発展させ、あるいはお互いの結合を強める。

このようにエコロジカルカウンセリングは、個人とエコシステム (individual /dyad level, primary group level, associated level, institutional level) との一致を目指すカウンセリングといえる。さらに、クライエント個人のエンパワーメントという視点だけではなくて、社会政治領域や社会政策に関係するところまで活動範囲を広げて、なんらかの社会活動を視野に入れている。

従来のカウンセリングのモデルは、個人の心理的成熟や人格の成長を促進し、自己理解、他者理解、人間関係の理解力を高めることによって問題や課題を解決していくモデルが一般的であったが、システムに埋め込まれた障害がそのまま固定されるケースが増えてきているという背景によって、カウンセラーも従来のカウンセリングモデルだけの個人カウンセリングだけでは、無力感が残ることになる。

2. 福祉からの権利擁護視点と高齢者権利擁護

法律には、児童、身体、知的、精神障害者、高齢者の利益について次のように述べられている。例えば、高齢者に関する権利擁護は、法律によって

このように記述されている。

・老人福祉法（基本的理念） **第二条** 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。 **第三条** 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。 **2** 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

・身体障害福祉法（自立への努力及び機会の確保） **第二条** すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。 **2** すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

・知的障害福祉法（自立への努力及び機会の確保） **第一条の二** すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。 **2** すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

以上の法律の条文に示されているのは、理念としての権利擁護である。しかし、障害者はそのもつ権利を十分に享受することができないことが多い。そこで、権利擁護という視点が重要になる。ソーシャルワーカーは、専門知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行なうことを業務とする。

権利擁護という概念が全面に出てくるのが成年後見制度だ。成年後見制度は、（準）禁治産制度を見直して、2000年4月1日に導入された。その理念は、

従来の措置から契約に基づく成年後見人制度を発足させることにあり、従来の法定後見人制度にプラスして任意後見人制度を導入した。利用者は、判断力が不十分な状態になる前に、高齢者が後見人に財産の管理のみならず住居環境や生活の質の管理を契約によって依頼することだ。『専門職後見人と身上監護』（上山泰 著、民事法研究会、平成20年。67-69ページ）は、この制度には以下の理念があると指摘する。

① ノーマライゼーション

認知症の高齢者・障害者を特別扱いしないで、今まで同じような生活の質を保ちながら生活ができるようにさせる。後見人は、どの部分を補い支援すれば、そのような生活ができるかを配慮する。

② 自己決定の尊重

残された能力をできる限り活用する。本人のいいなりになるのではなくて、これまでの生活、環境、言動や意思の表現や意思を考慮して保護する立場から、できるかぎり自己決定を尊重する。ソフトなパターンリズムを実践する。

③ 身上配慮の義務

その人の生活を支えるのが後見人の役割。医療、介護サービスのありかた、生活を維持するためにどのように財産を使うのかを後見人が決定する。

この制度による以下の変化が生じた。第一に、財産管理の基本方針の転換がおこなわれ、資産保全型管理から資産活用（消費）型管理へと転換された。次に、資産管理の難しさが残り、利用者の余命、リスクなどを考慮する必要がある。最後に、利用者の家族との対立の可能性が残る。成年後見人は利用者と家族の関係について十分な配慮をする義務がある。

以上の注意点と考慮し、さらに一般的見守り義務を遂行し「利用者の心身の健康状態の変化や経済状態を含めた生活環境の変化に即応できるように、利用者の便上を適時に正確に把握したうえで、自分に与えられている法的権限を最大限に活用して、こうした変化に適切に対処しなさい」とする（同書、

71 ページ)。このように後見人の制度が個人の依頼による契約という形になり、法律による強制ではなくなる。

法律では、権利擁護は社会福祉という視点で語られている。それでは、カウンセリングにおける権利擁護はどのように展開しているのだろうか。

3. カウンセリングの権利擁護

アメリカ社会では、社会福祉や医療現場での人権擁護という背景があり、カウンセリングの第五の勢力とされる権利擁護という理論が台頭してきた（Ratt, 2008; Toporek, 2006）

1) 権利擁護の思想的背景

精神的な圧迫によって精神的な病や発達遅れの遅れが生じるとする。従って、社会的な病によって、精神的な病が引き起こされる。例、人種、性別、年齢、制度、階層、宗教、体型とそのイメージ、政治政策などによって精神的な病が引き起こされるものとする。カウンセラーは、病が生じる社会の中で、個人の機能不全や情緒や心の病や発達遅れに対処するとともに、それらを引き起こす社会の病に対処する。つまり伝統的な個人やグループカウンセリングとともに社会の病に対処するために活動する。

2) パラダイム変化による権利擁護

クライアントの困難や問題を個人の病理とするというよりは、社会の問題として捉えるようになる。

3) 言葉の変化

権利擁護、社会正義、平等という用語は、政治や社会科学の用語であったのが、カウンセラーがこれらの表現を使うことによって、カウンセリングという意味に変化が生じ、個人に対するカウンセリングサービスの提供をするだけでなく、社会運動や政治活動もカウンセリングに含むことになる。これ

は、カウンセラーの役割が大きく変化することを示す。

4) 理論と実践技術

社会正義に関する理論は社会学、ソーシャル・ワーク、政治学などで議論されているので、それらを応用するが、それがカウンセリング効果にどのように反映されているかを実証する課題が生じた。

5) カウンセリングの焦点変化

例えば、クライアントの抑うつ症状の焦点からその症状を引き起こしているセクハラへの焦点や権利擁護視点へと移行した。

6) カウンセラーの役割と責任の変化

American School Counselor Association は、2003年に権利擁護視点を採用した。ACAも倫理綱領に権利擁護視点を記載した。

以上のように、アメリカのカウンセリングは権利擁護視点へと大きく変化した。このような変化が起きた背景には、文献に現れない何かの政治的、心理的な要因があるだろうと推定される。そこで、2010年2月にアメリカカウンセリング学会を訪れて、その点をインタビューした。

4. David Kaplan へのインタビュー

David Kaplan は、アメリカカウンセリング学会の Associate Executive Director, Professional Affairs という役職についている。Kaplan氏にインタビューをする理由は、2005年の倫理綱領改定の際に、彼がリーダーシップをとって多重関係(dual relationship)という用語を倫理綱領から排除したことにあつた。従来の個人心理カウンセリングモデルは、カウンセリングという職業関係以外に私的な関係を築くことをひどく避けて、これを多重関係と呼び、すべての多重関係を避けた。その理由は、カウンセラーは専門家と

しての判断を狂わせ、クライアントはカウンセリング関係とは何かを理解しなくなることにあった。

インタビューの内容を次に記す。

問い1：権利擁護が台頭してくる背景にどのようなものがあるか。特に社会背景の変化を説明して欲しい。

David Kaplan：アメリカに大きな社会背景の変化があった。人種によって社会の底辺に定着する傾向がある。そのために従来の心理モデルカウンセリングでは効果が期待できない。社会の底部に定着するグループは、その傾向が固定されてしまい。多くのカウンセラーが無力感を味わうことになった。

問い2：ソーシャルワーカーがカウンセリングの領域に進出しているという背景があると思われるがそれについて意見があるか。

David Kaplan：ソーシャルワーカーの仕事は権利擁護が主体である。確かに、多くのソーシャルワーカーがカウンセリング領域に進出しているという背景はある。

問い3：Dual relationship(二重関係)という表現を2005年度版の倫理綱領から使わないことにしたが、それについて詳しく説明が欲しい。

David Kaplan：多重関係を避けることは難しい。多重関係によっては望ましい関係もある。しかし、カウンセリングではもちろん他者に危害をおよぼしてはいけない。たとえわずかであっても。

多重関係と言う用語は、もうそれで避けることという意味合いがあったので、多重関係のいろいろな意味を理解することができなくなってしまい、カウンセリングが大変不自由なものになってしまった。権利擁護などの多重関係として考えられると、積極的に社会変革を起すカウンセラーという役割は見えてこない。

Kaplan氏には、その他倫理委員の役割とか、倫理問題について質問したが、今回この論文に関係があるところのみを紹介した。

5. アメリカカウンセリング学会の権利擁護規程 (American Counseling Association (ACA) Advocacy Competencies, 2003年 ACA Advocacy Competencies: A Social Justice Framework for Counselors, 2010)

ここでは擁護するための能力領域について解説する。まず、権利擁護の領域を1)個人、2)コミュニティ、3)公共社会とする。それに伴いそれぞれの領域で、1)個人のエンパワーメント、2)コミュニティとの協働、公共社会での情報を得る、とする。さらに、領域のレベルを権利擁護まで高めると各領域での活動は、1)個人の権利擁護、2)システムでの権利擁護、3)社会・政治での権利擁護、というレベルへと高まる。次に、それぞれの領域での権利擁護を具体的に解説する。

1. カウンセラーがクライアント個人をエンパワーするために必要な能力に含まれるものは、システム変化への介入だけでなくカウンセリングによる個人のエンパワーメントも含む。次に、人間の成長には、社会、政治、経済、文化要素の影響があることを認識する能力が必要になる。カウンセラーは、クライアント/生徒に自己の人生をその背景となる文脈との関係で理解できるように援助する。

エンパワーするために、カウンセラーに必要な能力がある。まず、クライアントの潜在能力と資源が指摘できる能力が必要である。次に、クライアントに影響を与える社会、政治、経済、文化要素を指摘できること。また、個人の行動がシステムによる抑圧によって内面化される現象を認識できること。カウンセラーは、個人が適切な発達をそれぞれの発達段階において達成するために、自己の成長を妨げる外的なシステム障害に気が付く援助をする。自己擁護できる技術を訓練する。カウンセラーは、権利擁護をする行動計画作

成を援助する。次に、行動計画を実施する援助をする。

このようにカウンセラーの能力は、心理カウンセリングができるだけではなくて、社会システムを理解し、それに働きかけることができるという能力が必要になる。

2. カウンセラーは、クライアントの発達を妨げる要素を社会システムに見たら、その人を擁護すること。特に、必要なサービスを受けられない個人や脆弱な集団に対して、クライアント擁護は特別に重要な意味がある。カウンセラーは、クライアントの代理として関連するサービスや教育を受ける交渉をする必要も生じる。また、クライアントが必要とする資源を入手する援助をする。また、カウンセラーは、個人や脆弱な集団にとって福祉の障害となるものを指摘し、これらの障害に立ち向かう行動計画を作成する。カウンセラーは、また障害に立ち向かうためにどのような潜在的な力があるかが指摘できて、活動計画を実施することもできること。

要約すると、カウンセラーは、クライアントの権利擁護を行うことによってクライアントの福利を増進できる。そのために必要な能力として、権利擁護を阻む障害が何であるかを指摘できて、それを除去する行動計画を立てて、社会資源を使い、障害を除去する能力が必要となる。

3. カウンセラーは、コミュニティと協働する能力が求められる。カウンセラーは、クライアントがコミュニティの中で繰り返されて経験していることを意識化できる助力をし、特定の環境に存在する困難が何であるかを意識しながら、すでに変革を目指して活動している既存の団体にさらなる注意を促す。カウンセラーはこれらの団体と同盟を結び、対人関係、コミュニケーション、教育、研究などのカウンセラーとしての能力を用いてこれらの団体と協力して活動する。

そのためにカウンセラーにとって必要となる能力として、クライアントの成長を阻む要素を指摘できる能力が必要になる。また、カウンセラーは、これらの問題に関係する全般的な問題が存在することをコミュニティに警告する。また、カウンセラーは、変革を目指して活動している団体と協力する。その団体の目的を理解するために効果的な傾聴を実践する。カウンセラーは、システム変化を起こすためにそれらの団体が所有する力と資源を指摘し、これらの力と資源が何であるかを認識し尊重することを伝える。協働するためにカウンセラーが使える技術が何であるかを伝える。コミュニティと協働することによってカウンセラーがもたらす影響がどのようなものがあるかを評価する能力も含まれる。

4. カウンセラーは、クライアントの成長を阻むシステム上の問題を発見すると、環境を変化させて毎日起きる問題を防止したいと望むようになる。変革を起こすためには一般的に以下のプロセスが必要である：ビジョン、継続的努力、リーダーシップ、協働、システム分析、強力なデータ。カウンセラーはこれらの仕事を実践する最適な能力がある。

システム擁護する能力は以下がある。

- ・環境の中に存在するクライアントの成長を阻む要因を指摘する。
- ・変革の必要性を促すためのデータを提供し、そのデータの意味を説明する。
- ・多くのステイクホルダーと協働して、変化を促す展望を示す。
- ・システム内に存在する政治力、社会影響の根源を分析する。
- ・変化へのプロセスを実行する段階的プランを作成する。
- ・変化によって引き起こされる可能性に応答する計画を作成する。
- ・これらに対する抵抗を認識し対処する。
- ・擁護する運動がコミュニティ住民やシステムに及ぼす影響のアセスメントをする。

5. カウンセラーは、公衆に対して情報を発する。どのような状況でも、専門技術が異なっても、理論上の違いがあっても、カウンセラーは「人間の発達」と「コミュニケーション」において共通する知識を有する。したがって、このような資質があるので、カウンセラーはマクロシステム上に問題があることを公衆に知らせることができる。

情報を発する能力に含まれるものは以下がある。

- ・カウンセラーは、情報を発信する能力を有し、健康的な発達を阻害する抑圧や障害を与える影響を認識する。
- ・健康的な成長を促す環境要因は何であるかを指摘する。
- ・人間の発達を促進する特定の環境要因を明確に説明するために、文書あるいはさまざまなメディアを用いた資料を準備する。
- ・特定の集団に対する、倫理的で適切な方法で情報を伝達する。
- ・いろいろなメディアを用いて情報を伝達する。
- ・広報に関連して他の専門家集団と協働する。
- ・カウンセラーによって行われる情報伝達活動の影響をアセスする。

6. 政治・社会上の擁護、変革を起こす人(change agent)となって学生やその他の人に影響を与える。したがって、その影響は大きな広がりを持っている。このような能力を有すると、カウンセラーは社会・政治上の変革を起こすためにその技術を使用する。

政治・社会擁護できるカウンセラー能力には、社会・政治活動として解決することがよい問題は何かを特定できる能力を含む。これらの問題に取り組む方法や適切な過程を指摘する。協力関係を結ぶ可能性を探し、それに参加する。変革のために既存の協力関係を支持する。協力者と共に、変化を支持し説得できる資料やその理由説明を準備する。協力者と共に、政策を決定する人に対してロビー活動をする。クライアントやコミュニティと開かれた対話をし、社会・政治擁護活動が最初の目標と一致していることを確かめるこ

と。

権利擁護はさらに多文化能力(multicultural competence)にまで広がる(Toporek, Lewis,& Ratts, 2010)。アメリカのような多文化社会では、個人カウンセリングのみでは限界を感じることもある。例えば、キャリアカウンセリングなどでは、ある特定の民族グループは個人の能力だけでは解決できない差別が固定化した問題に遭遇する。また、性志向などの問題では、同性愛者に対する差別も存在する。そのために権利擁護が必要になる。

考察と課題

社会的弱者に対する権利擁護は、対人援助専門職にとっては大きな課題である。背景には、専門職者の役割が個人の援助から、社会の福祉の増進を図る、あるいは変革の主体(change agent)になるという役割の変化がある。

これは単なる自己知識の増加とか人格の成熟による解決ではなくて、社会システムに働きかけて個人の福祉の増進、あるいは公共社会の福祉の増進を意図するアプローチである。このモデルには、積極的に社会的弱者をも包含するモデルが必要になる。あるいは、発達段階モデルを適応すれば、個人の資源や strength のありかたに対応するモデルが形成できるだろう。さらに、道徳哲学や精神性をモデルとする個人カウンセリングからコペルニクスの転換をして、システムに変革を起す担い手としてのカウンセリングに変化したといえる。

権利擁護視点から不登校という現象を考察してみよう。どのようなシステムの問題あるいは、心理的に抑圧が内面化されているかを考察する必要がある。また、カウンセラーとして不登校の問題を減少させるためにどのような社会的な運動ができるかを考察しよう。これには社会への発信なども含む。カウンセラーが政治活動、あるいは社会活動をすることによってクライアント、あるいは潜在的なクライアント、あるいは社会の福祉や心の健康を増進することに大きく貢献できる。権利擁護するカウンセラーは、社会変革を起

す人である。このように考えると日本でのカウンセラーの国家資格について政治運動を展開しロビー活動をすることは、国民の心の健康増進を促進することにもなるので、カウンセラーは積極的にそのように努力する義務も生まれる。

日本では、臨床心理、認定カウンセラー、家族相談士などに権利は擁護するという規定は存在しない。社会が大きく権利擁護に動いている現状の中で、心理カウンセリングモデルは現実的に大きな挑戦を突きつけられているといえるだろう。

アメリカ社会でのカウンセリングモデルの変化は、日本にも何からかの影響を与えるものと考えてのが妥当であろう。本稿は、アメリカ社会での権利擁護モデルの発展を紹介し、今後のカウンセリングの発展方向を考えた。これからの研究は、今後の研究課題は、以下である。

1. 成人後見人制度が家族制度に及ぼす影響
2. 権利擁護の実証研究
3. 弱者モデルのカウンセリング、人生がアンフェアに思える時のカウンセリング、例えば人災、天災などの事故や病気など。
4. 社会に固定化されつつある弱者の権利擁護

この研究は、麗澤大学特別研究助成金をいただき、足立智孝氏（公益財団モラロジー研究所研究センター主任研究員、麗澤大学非常勤講師）の医療領域の権利擁護研究と、私のカウンセリング領域での権利擁護の研究との共同研究を進めている研究成果の一部である。

キーワード：権利擁護、倫理、社会責任、社会正義

参考文献

Bronfenbrenner,U.(1981). The Ecology of Human Development: Experiments by Nature and Design. MA : Harvard University Press.

- Conyne, R. K., & Cook, E. P. (2004). Ecological Counseling: An Innovative Approach to Conceptualizing Person-environment Interaction. Alexandria, VA: American Counseling Association.
- Ratts, M. J., Toporek, R. L., & Lewis, J. A. (2010). ACA Advocacy Competencies: A Social Justice Framework for Counselors. Alexandria, VA: American Counseling Association.
- Ratts, M. J. (2008). A Pragmatic View of Social Justice Advocacy: Infusing Microlevel Social Justice Advocacy Strategies into Counseling Practices. Counseling and Human Development. Vol. 41. No.1. pp. 1-6.
- Toporek, R. L. (2006). Progress Toward Creating a Common Language and Framework for Understanding Advocacy in Counseling. Counseling and Human Development Vol. 38. No.9, pp.1-8.
- 井上孝代 編著 『エンパワーメントのカウンセリング』川島書店 2007年。
- 川村隆彦著 『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』中央法規 2002年。
- 上山泰 著 『専門職後見人と身上監護』民事法研究会 2009年。
- 志田民吉 責任編集 『臨床に必要な人権と権利擁護』弘文堂 2006年。
- 水野修次郎著翻訳 『最新カウンセリング倫理ガイド』河出書房新社 2006年。

